

## 報告第 2 号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成 21 年 1 月 26 日

三朝町長 吉 田 秀 光

## 専決第 7 号

### 専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 20 年 12 月 18 日

三朝町長 吉 田 秀 光

#### 1 和解の相手方

三朝町 個人

#### 2 和解の要旨

町は、損害賠償金 41,288 円を支払うものとする。

#### 3 交通事故の概要

##### (1) 交通事故の発生年月日

平成 20 年 11 月 5 日

##### (2) 交通事故の発生場所

三朝町吉田

##### (3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が町道から県道へ進入する際、前方から後退してきた相手方の車両と衝突したものである。

専決第 1 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 21 年 1 月 22 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解の相手方

鳥取中央農業協同組合

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 55,000 円を支払うものとする。

3 交通事故の概要

(4) 交通事故の発生日

平成 21 年 1 月 2 日

(5) 交通事故の発生場所

三朝町高橋

(6) 交通事故の状況

町の職員が運転する除雪車が保管場所へ進入する際、鳥取中央農業協同組合の所有する集荷場のシャッターに接触し破損したものである。